

官報号外

昭和六十年五月十七日

○第一百二回 参議院会議録第十七号

昭和六十年五月十七日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

昭和六十年五月十七日

午前十時開議

第一 國際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)

第二 貿易研修センター法を廃止する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 基盤技術研究円滑化法案(内閣提出、衆議院送付)

第四 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 第七次漁港整備計画の促進及び漁港関係事業予算確保に関する請願

第六 森林・林業の振興等の対策強化に関する請願

第七 農産・蚕糸経営の安定強化に関する請願

第八 治山事業の拡充強化に関する請願

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○議長(木村睦男君) これより会議を開きます。

日程第一 國際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件(衆議院送付)を議

昭和六十年四月十九日

参議院議長 木村 睦男殿
衆議院議長 坂田 道太

国際原子力機関憲章第六条の改正の受諾について承認を求めるの件

国際原子力機関憲章第六条を次のように改正する。A1を次のように改める。

国際原子力機関憲章第六条を次のように改正する。

1 任期の終了する理事会は、理事国として、

原子力に関する技術(原料物質の生産を含む)の最も進歩した十の加盟国及び、次の地域のうちこれらの十の加盟国のいずれも含まれない地域のそれれにおいて原子力に関する技術(原料物質の生産を含む)の最も進歩した一の加盟国を指定する。

1、委員会の決定の理由
この改正は、国際原子力機関の理事会において、原子力に関する技術の進んだ加盟国に対しその技術水準に応じた地位を付与するために理事会の数を増加することを内容とするものである。我が国がこの改正を受諾することは、同理事会の円滑な運営のために有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

2、費用
別に費用を要しない。

3、要領書
西ヨーロッパ
(1) 北アメリカ
(2) ラテン・アメリカ
(3) アフリカ
(4) 東ヨーロッパ
(5) 中東及び南アジア
(6) 東南アジア及び太平洋
(7) 極東

〔平井卓志君登壇、拍手〕

○平井卓志君 ただいま議題となりました国際原

子力機関憲章第六条の改正につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

この改正は、昨年一月中国が国際原子力機関に加盟したことにより送付する。

子力最先進国として理事国に指定される国が九ヵ国から十ヵ国に増加しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知を願います。

去る十四日質疑を終え、別に討論もなく、採決の結果、本件は全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。

本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○議長(木村睦男君) 日程第二 貿易研修センタ法を廃止する等の法律案

日程第三 基盤技術研究円滑化法案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長降矢敬義君。

○要領書
貿易研修センター法を廃止する等の法律案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月十六日

参議院議長 木村 睦男殿
商工委員長 降矢 敬義

要領書
一、委員会の決定の理由
本法律案は、国際的な経済活動に従事する者等に対する研修業務等の実施について民間活力の一層の活用を図るため、貿易研修センター法を廃止し、貿易研修センターの財團法人への組織変更を可能にする措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。
一、費用
特に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について、適切な措置を講ずべきである。

一、国際経済活動における経済人の養成の重要性にかんがみ、組織変更後の貿易研修センターにおける研修事業及び国際交流事業の充実が図られるよう十分な指導・協力をを行うこと。
二、組織変更後の貿易研修センターに対する民間からの資金の円滑な導入が図られるよう寄附金に関する税制について、所要の措置を講ずること。
右決議する。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和六十年四月四日

参議院議長 木村 隆男殿
衆議院議長 坂田 道太

(貿易研修センター法の廃止)
(貿易研修センター法を廃止する等の法律案
第一条 貿易研修センター法(昭和四十二年法律

第三百三十四号。以下「旧法」という。)は、廃止する。

(旧法の暫定的効力)

第二条 この法律の施行の際現に存する貿易研修センター(清算中のものを含む。)については、旧法は、当該貿易研修センターが解散により消滅する時(第四条第一項の規定によりその組織を変更する場合にあつては、その組織変更の時)までの間は、なおその効力を有する。

(貿易研修センターの解散)

第三条 昭和六十一年三月三十一日の経過する時に現に存する貿易研修センターは、前条の規定によりなお効力を有することとされる旧法第二十二条の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、同条第一項第三号に掲げる事由による貿易研修センターの解散及び清算の例による。

(財團法人への組織変更等)

第四条 貿易研修センターは、昭和六十一年三月三十日までの間に、その組織を変更し

て、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立される財團法人(以下単に「財團法人」という。)になることができる。前項の規定により貿易研修センターがその組織を変更して財團法人になるには、組織変更のために必要な款の変更をし、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第一項の規定による組織変更は、前項の認可があつた時にその効力を生ずる。

第一項の規定による組織変更の財團法人に係る民法その他の法令の適用については、第二項の認可は、財團法人の設立許可とみなす。

第一項の規定による財團法人への組織変更に伴う貿易研修センターの登記について必要な事項は、政令で定める。

第七十三条の四第一項中第二十号を削り、第一

六 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一項の五第一項第一号中「私立学校法第六十四条第四項の法人及び貿易研修センター」を及び私立学校法第六十四条第四項の人」に改める。

第一項の規定による財團法人への組織変更に伴う貿易研修センターの登記について必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。ただ

し、附則第三項から第七項までの規定は、昭和六十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(附則に関する経過措置)
この法律の施行前(第二条に規定する貿易研修センターについては、同条の規定によりなお効力を有することとされる旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(所得税法の一部改正)

3 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表貿易研修センターの項を削る。

(法人税法の一部改正)

4 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表貿易研修センターの項を削る。

(登録免許税法の一部改正)

5 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中二十八の項を削り、二十七の項を二十八の項とし、二十六の二の項を二十七の項とする。

(地方税法の一部改正)

6 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「私立学校法第六十四条第四項の法人及び貿易研修センター」を及び私立学校法第六十四条第四項の人」に改める。

第七十三条の四第一項中第二十号を削り、第一

二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、第二十二号の二を第二十二号とする。

第三百四十九条の三中第一十五項を削り、第二十六項を第二十五項とし、第二十七項から第三十項までを一項ずつ繰り上げる。

第七百二条第二項中「第三十項」を「第二十九項」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
前項の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお從前の例による。

審査報告書

基盤技術研究円滑化法案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月十六日

参議院議長 木村 隆男殿

商工委員長 降矢 敬義

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の飛躍的な技術革新を契機とした産業社会の変革の兆しに適切に対応し、我が国経済社会の新たな発展と国際経済社会への積極的貢献を図る観点から、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与する技術に関するものに、基盤技術研究促進センターを設立して当該試験研究に必要な資金の出資及び融資し、民間の当該技術の向上を図るために、これに必要な国財産の利用に関する特例措置を講ずるとともに、基盤技術研究促進センターを設立して当該試験研究に必要な資金の出資及び融資するものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行に要する経費として、昭和六十年度産業投資特別会計予算に基盤技術研究促進センター貸付金として二十億円、同出資金として八十億円が計上されているほか、昭和六十年度政

府関係機関予算の日本開発銀行出資金のうち同センターへの出資金として三十億円が予定されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一、民間活力を最大限活用し、研究活動の充実を図るため、基盤技術研究促進センターの財政基盤の強化を努めるとともに、センターの自主性を尊重することにより、縦割り行政の弊害等による悪影響の発生防止に留意すること。

二、高度技術社会及び高度情報化社会に向けての中小企業の技術力向上に資するよう本法の運用に万全を期するとともに、中小企業技術開発関連予算の充実、国立試験研究機関等による中小企業に資する試験研究の促進等について格段の努力を行うこと。

三、基盤技術研究機能の過度な中央集中を回避し、国民経済、国民生活の均衡ある発展を図るために、地域の特性に見合った基盤技術の試験研究の促進を図ること。

四、国の試験研究機関における国民経済的且つ長期的視野に立った基礎研究を促進するとともに、その研究開発費の充実に努めること。

五、国有試験研究施設の廉価使用に当たつては、民間の技術開発の促進を図る観点からその運用に十全を期するとともに、当該研究施設の業務及び研究者の意欲に支障を來さないよう十分配慮すること。

六、国際研究協力を推進するため、関連施策の充実・調整に努めるとともに、南北間における技術格差の是正のため、開発途上国への支援体制を一層充実させること。

右決議する。

基盤技術研究円滑化法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年四月四日

参議院議長 木村 瞳男殿
衆議院議長 坂田 道太

基盤技術研究円滑化法案

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 国の財産の利用等(第三条・第五条)

第三章 基盤技術研究促進センター(第六条・第十四条)

第四章 設立(第十五条・第十九条)

第五章 管理(第二十条・第三十条)

第六章 財務及び会計(第三十一条・第三十三条)

第七章 監督(第四十二条・第四十四条)

第八章 惩罰(第四十五条・第四十七条)

第九章 罰則(第四十九条・第五十一条)

附則

第一章 総則(目的)

第二条 この法律は、民間において行われる基盤技術に関する試験研究を円滑化し、民間の基盤技術の向上を図ることによつて行われる基盤技術に関する試験研究の促進に資するものとする。

第三条 この法律において「基盤技術」とは、鉱業、工業、電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術のうち通商産業省又は郵政省の所掌に係るものであつて、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものをいう。

(定義)

第四条 この法律において「基盤技術研究促進センター」とは、鉱業、工業、電気通信業及び放送業(有線放送業を含む。)の技術その他電気通信に係る電波の利

用の技術のうち通商産業省又は郵政省の所掌に

係るものであつて、国民経済及び国民生活の基盤の強化に相当程度寄与するものをいう。

(資本金)

第五条 センターの資本金は、その設立に際し、

(国有施設の使用)

第三条 政府は、政令で定めるところにより、基盤技術に関する試験研究を行う者に国有の試験研究施設を使用させる場合で、民間の基盤技術の向上を図るため特に必要があると認めるときは、その使用の対価を時価よりも低く定めることができる。

(国際共同研究に係る特許発明等の実施)

第四条 政府は、外国の政府若しくは公共的団体又は国際機関と共同して民間の基盤技術の向上に資するために行つた基盤技術に関する試験研究の成果に係る国有の特許権及び実用新案権のうち政令で定めるものについて、これらの者その他他の政令で定める者に対し通常実施権の許諾を行ふときは、その許諾を無償とし、又はその許諾の対価を時価よりも低く定めることができるものとする。

(持分の払戻し等の禁止)

第十条 センターは、出資者に對し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができる。

(持分移転の対抗要件)

第十二条 出資者の持分の移転は、取扱者について第四十五条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他

の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十三条 センターは、その名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いなければならない。

(登記)

2 センターでない者は、その名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いてはならない。

(法人格)

第六条 基盤技術研究促進センターは、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に資する業務を行ふことを目的とする。

(目的)

第七条 基盤技術研究促進センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)

第八条 センターは、一限り、設立されるものとする。

(民法の準用)

第十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。

政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第十一条 センターは、出資者に對し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質

権の目的としてこれを受けることができる。

(持分移転の対抗要件)

第十二条 出資者の持分の移転は、取扱者につい

て第四十五条第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他

の第三者に対抗することができない。

(名称)

第十三条 センターは、その名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いなければならない。

(登記)

2 センターでない者は、その名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いてはならない。

(法人格)

第六条 基盤技術研究促進センターは、民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に資する業務を行ふことを目的とする。

(目的)

第七条 基盤技術研究促進センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)

第八条 センターは、一限り、設立されるものとする。

(民法の準用)

第十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターにつ

いて準用する。

第二節 設立

(発起人)

第十五条 センターを設立するには、基盤技術について学識経験を有する者十五人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、通商産業省令、郵政省令で定める。(設立の認可等)

第十六条 発起人は、前条第二項の募集が終わったときは、定款及び事業計画書を通商産業大臣及び郵政大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第十七条 通商産業大臣及び郵政大臣は、前条の促進による認可の申請があつた場合において、申請の内容が次の各号のいずれにも該当せず、かつ、その事業の運営が健全に行われ民間において行われる基盤技術に関する試験研究の促進に寄与することが確実であると認められるとときは、設立の認可をしなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定による認可があつたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、センターの会長、理事長又は監事となるべき者を指名する。
3 前項の規定により指名された会長、理事長又は監事となるべき者は、センターの設立の時ににおいて、それぞれ第二十三条第一項の規定により会長、理事長又は監事に任命されたものとする。

(事務の引継ぎ)
第十八条 前条第二項の規定により会長となるべき者が指名されたときは、発起人は、遅滞なく

く、その事務を会長となるべき者に引き継がなければならない。

2 会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。(設立の登記)

第十九条 会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによって成立する。

第三節 管理

(定款記載事項)
第二十条 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

2 一目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員に関する事項
六 評議員会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項
九 定款の変更に関する事項
十 公告の方法

2 センターの定款の変更は、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)
第二十二条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、センターを代表し、定款で定める

ところにより、会長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

2 副理事長は、センターを代表し、定款で定めることにより、会長及び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 理事は、定款で定めるところにより、会長、理事長及び副理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

5 監事は、センターの業務を監査する。

6 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は主務大臣に意見を提出することができる。

7 大臣が任命する。監事は、センターの業務を監査することができる。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員の任期)
第二十三条 会長、理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 副理事長及び理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

(役員の任期)
第二十四条 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)
第二十五条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の解任)
第二十六条 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

(業務)
第二十七条 センターは、第六条の目的を達成するため、次の業務を行う。

2 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

研究を國の試験研究機関と共同して行う」とについてあつせんすること。

三 政府以外の者の委託を受けて、基盤技術に関する試験研究を行うこと。

四 海外から基盤技術に関する研究者を招へいすること。

五 基盤技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

六 基盤技術に關し調査すること。

七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、第六条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 センターは、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。(業務方法書)

3 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

(センターアの自主性の尊重等)

第三十三条 政府は、センターの事業に関しその自主性を尊重するとともに、その事業の円滑な運営が図られるよう必要な配慮を加えるものとする。

(事業年度)

第三十四条 センターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第三十五条 センターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第五節 財務及び会計

2 センターは、前項の規定により財務諸表を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(出資者に対する書類の送付)

第三十七条 センターは、第三十五条又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認を係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十八条 センターは、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額に政令で定める率を乗じて得た額以上の額を積立金として積み立てなければならない。

2 センターは、前項の規定による積立てを行つた後、なお残余があるときは、通商産業大臣及び郵政大臣の認可を受けて、その残余の額を出资者の出資に對しそれぞれの出資額に応じて分配することができる。

3 センターは、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金)

第三十九条 センターは、資金の借入れ(借換えを含む)をしようとするときは、通商産業大臣

(財務諸表)

第三十六条 センターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣及び郵政大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の規定により財務諸表を作成し、主務大臣及び郵政大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 国債その他通商産業大臣及び郵政大臣の指定する有価証券の保有。

5 資金運用部への預託。

6 銀行その他通商産業大臣及び郵政大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金。

7 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託。

8 (給与及び退職手当の支給の基準)

第四十一条 センターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

9 (出資者原簿)

第四十二条 この法律に規定するものほか、セ

ンターの財務及び会計に関する事項は、通商産業省令、郵政省令で定める。

10 (監督)

第四十三条 センターは、主務大臣が監督する。

11 (解散)

第四十四条 センターの解散については、別に法律で定める。

12 (出資額)

第四十五条 センターは、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

13 (協議等)

第四十六条 センターの解散による任命をしよ

うとするとき。

14 (第十七条第二項の規定による指名をしようとするとき)

15 (第二十三条第一項の規定による任命をしよ

うとするとき)

16 (第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき)

17 (第二十六条第一項又は第二項の規定による解任をしようとするとき)

18 (第三十二条第二項の規定により通商産業省令を定めようとするとき)

19 (第四十一条の規定による承認をしようとするとき)

20 (通商産業大臣は、第二十八条第四項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、郵政大

及び郵政大臣の認可を受けなければならない。

21 (余裕金の運用)

第四十条 センターは、次の方によること。

22 (業務上の余裕金を運用してはならない。

23 (第七節 补則)

(出資者原簿)

第四十一条 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

24 (出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所

2 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日

(出資者原簿の持分の移転の場合には、その年月日)

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

4 (報告及び検査)

第四十七条 通商産業大臣は、次の場合には、郵政大臣に協議しなければならない。

1 第十七条第二項の規定による指名をしようとするとき。

2 第二十三条第一項の規定による任命をしよ

うとするとき。

3 第二十三条第一項の規定による認可をしようとするとき。

4 第二十六条第一項又は第二項の規定による解任をしようとするとき。

5 第三十二条第二項の規定により通商産業省

令を定めようとするとき。

6 第四十一条の規定による承認をしようとするとき。

7 (通商産業大臣は、第二十八条第四項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、郵政大

臣に通知しなければならない。

3 郵政大臣は、次の場合には、通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第三十二条第二項の規定により郵政省令を定めようとするとき。

三 通商産業大臣は、第四十一条の規定による承認をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 通商産業大臣及び郵政大臣は、次の場合に通商産業大臣に協議しなければならない。

一 第九条第二項、第三十五条、第三十八条第一項若しくは第三十九条の規定による認可又は第三十六条第一項の規定による承認をしようとするとき。

二 第四十条第一号又は第三号の規定による指定をしようとするとき。

三 第四十二条の規定により通商産業省令、郵政省令を定めようとするとき。

主務大臣は、第三十二条第二項又は第三十二一条第一項の規定による認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

7 通商産業大臣及び郵政大臣は、第三十五条の規定による認可（事業計画に係る部分に限る。）をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

8 主務大臣は、第三十二条第一項の規定による認可をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

（主務大臣等）

第四章 雜則

第四十八条 この法律における主務大臣は、次とおりとする。

一 役員及び職員その他管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除く。）については、通商産業大臣

二 財務及び会計に関する事項については、通

商産業大臣及び郵政大臣

三 第三十二条第一項各号に掲げる業務であつて、鉱業及び工業の技術に係るものに関する事項については、通商産業大臣

四 第三十二条第一項各号に掲げる業務であつて、電気通信業及び放送業（有線放送業を含む。）の技術その他電気通信に係る電波の利用の技術に係るものに関する事項については、郵政大臣

第五章 罰則

第四十九条 第四十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十三条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十八条第四項の規定に違反して届出をしなかつたとき。

四 第三十一条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第四十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第四十三条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第七条 第十二条第二項の規定に違反して基盤技術研究促進センターという文字を用いた者（次号に掲げるものを除く。）は、基盤技術研究促進センターの運営に係る措置を講じようとするものであります。

第八条 基盤技術研究促進センター法を廃止する等の法律案は、同法を廃止し、貿易研修センターを現在の特別認可法人から財團法人への組織変更を可能にする措置を講じようとするものであります。

第九条 基盤技術研究促進センター法は、基盤技術に係る民間において行われる試験研究を円滑化するため、

附則

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）
第二条 この法律の施行の際現にその名称中に基盤技術研究促進センターという文字を用いていいる者については、第十二条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第三条 センターの最初の事業年度は、第三十四条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第四条 センターの最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第三十五条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

第五条 工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

（工業技術院設置法の一部改正）
第一条 第二条第五号の次に次の一号を加える。

（工業技術院設置法（昭和二十三年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。）
二百七号）

（第二条第五号）

（第三条第五号）

（第五条）

（第六条）

（第四条）

（第四条）

（第六条）

（第六条）

（第六条）

（第六条）

（第六条）

ため、これに必要な国財産の利用に関する特例措置を講ずるとともに、基盤技術研究促進センターを設立して当該試験研究に必要な資金の出資及び融資その他の業務を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、二法案を一括して議題とし、我が国技術水準の国際比較、基盤技術研究促進センターの財政基盤、中小企業の研究開発助成策、国際研究協力の現状、貿易研修センターの中小企業や发展途上国を利用等について質疑を行ふとともに、基盤技術研究円滑化法案については、通信委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わりましたところ、市川理事より、貿易研修センター法を廃止する等の法律案に対する修正案が提出されました。

次いで、討論に入り、日本共産党市川理事より、基盤技術研究円滑化法案には反対、貿易研修センター法を廃止する等の法律案については修正案賛成、原案反対の討論が行われました。

次いで、貿易研修センター法を廃止する等の法律案の採決に入り、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、基盤技術研究円滑化法案について採決の結果、本法案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、以上の二法案に対し、委員会ではそれぞれ附帯決議が行われましたことを申し添え、御報告を終わります。（拍手）

○謙長（木村睦男君） これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○謙長（木村睦男君） 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 日程第四 國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長の報告を求めます。補助金等に関する特別委員長松垣徳太郎君。

審査報告書

國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案
右は多數をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十年五月十六日

補助金等に関する特別委員長 松垣徳太郎
参議院議長 木村 睦男殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、國の財政收支の改善を図ることの臨時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、國の負担金、補助金等に関する整理及び合理化並びに臨時特例等の措置を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に伴う昭和六十年度の一般会計及び特別会計の歳出額減額は、八千四百二十億円と見込まれている。

附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。

一、今回関係予算の執行が遅れたことにより、地方公共団体に金利等について実質的な財政負担

を生ぜしめることのないよう措置すること。

一、本法律に関連する公共事業予算の執行が地域経済に与える影響を勘案し、公共事業の発注を促進すること。積雪寒冷地域等について特段の配慮を行うこと。

一、本法律の高率補助率の一括引下げ措置と行革関連特例法の延長措置は昭和六十年度限りの暫定措置とすること。

一、國と地方の事務配分及びこれに伴う費用分担について、地方公共団体の意見をも踏まえ、早急かつ抜本的に見直すこと。

一、制度施策の根幹にかかわり、かつ予算執行に

関連する法案については、参議院の審議が制約を受けることのないよう国会提出の時期等の問題点に留意すること。

一、予算と表裏一体の關係にあり、かつ国民生活や地方公共団体との關係が深い法案の本院審査が予算成立後の後追いとなる場合、予算と法律の執行について、混乱を招かないよう善処すること。

右決議する。

國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十年四月十六日

参議院議長 坂田 道太

(小字及び一は衆議院修正)

國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案
國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律案

第一条 國土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

第二条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第一項第四号中「の配置」を「による保健指導等の活動」に改め、同条第五項中「第四号」を「第三号」と改める。

附則第三項を次のように改める。

3 第九条第五項及び別表の規定の昭和六十年度における適用については、同項中「三分の二」とあるのは「十分の六」と、同表〔中「十分の九・五」とあるのは「十分の六・五」と、「十五・五」とあるのは「三分の二」と、同表〔中「十分の七・五」とあるのは「十分の八・五」と、「十五・五」とあるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「三分の一」とあるのは「十分の六」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の九・五」とあるのは「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、同表海岸の項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同表地すべり防止施設の項中「三分の一」とあるのは「十分の六」と、同表砂防設備の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の九・五」とあるのは「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、同表森林施設の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の七・五(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために施工する緊急砂防事業に係るものにあつては、十分の八・五)」と、同表河川の項中「十分の八・五」とあるのは「十分の九・五」とあるのは「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、同表森林組合又は森林組合連合会が行う林道の開設にあつては、「十分の八・五」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、同表漁港の項中「十分の九・五」とあるのは「十分の八・五」と、「水産業協同組合が施工するものにあつては、十分の九・五」とする。

目次

第一章 総理府関係(第一条―第十二条)

(豪雪地帯対策特別措置法の一部改正)

第四条 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項及び第二項中「三分の一」の下に「(昭和六十年度にあつては、十分の六)」を加える。
(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

第五条 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十九条第一項第四号中「の配置」を「による保健指導等の活動に改め、同条第六項中から第四号まで」を「及び第三号」に、「及び第二項」を「並びに第二項」に改める。

附則第一条中「附則第十九条第五項及び第十二項」を「附則第六条並びに附則第十九条第五項及び第十二項」に改める。
附則第六条から第八条までを次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

第六条 第五条第一項に規定する経費のうち次に掲げる事業に係るもの並びに第六条第四項、第七条第四項及び第八項並びに第八条第四項に規定する費用に対する昭和六十年度における國の負担又は補助については、第六条

九 別表海岸の項に掲げる事業
十 別表河川の項に掲げる事業
第七条 振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担又は補助については、交通安全部設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)附則第二項の規定は、適用しない。

八 別表砂防設備の項に掲げる事業(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため)に施行する緊急砂防事業に係るものを行するもの(除く)。

五 別表港湾の項に掲げる事業
(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項
第一号に規定する空港に係る同法第八条第四項に規定する工事であつて運輸大臣が施行するものを除く)。

六 別表空港の項に掲げる事業(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項
第一号に規定する空港に係る同法第八条第四項に規定する工事であつて運輸大臣が施行するものを除く)。

七 別表水道の項に掲げる事業
八 別表砂防設備の項に掲げる事業(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため)に施行する緊急砂防事業に係るものを行するもの(除く)。

九 別表海岸の項に掲げる事業
十 別表河川の項に掲げる事業
第七条 振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担又は補助については、他に法律の規定により昭和三十一年法律第四十五号)附則第二項の規定は、適用しない。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業
二 都市公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)第二条第六号に規定する公園事業
三 自然公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)第二条第六号に規定する公園事業
附則に次の二項を加える。

四 総合開発事業に係る経費に対する國の負担割合については、次に掲げる法律の規定は、適用しない。

一 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)
二 砂防法(明治三十九年法律第二十九号)第四十九条
三 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)附則第六項
四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第二百三十九号)附則第二項
五 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第二百三十九号)附則第四項
六 河川法附則第二項
七 河川法施行法(昭和三十九年法律第二百六十八号)附則第二項
八 前二項に定めるもののほか、総合開発事業

除く)。

三 別表漁港の項に掲げる事業(水産業協同組合が施行するものを除く)。

四 別表道路の項に掲げる事業(道路法第十一条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものの取得及び賃借を除く)。

五 別表港湾の項に掲げる事業
(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項
第一号に規定する空港に係る同法第八条第四項に規定する工事であつて運輸大臣が施行するものを除く)。六 別表空港の項に掲げる事業(空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項
第一号に規定する空港に係る同法第八条第四項に規定する工事であつて運輸大臣が施行するものを除く)。七 別表水道の項に掲げる事業
八 別表砂防設備の項に掲げる事業(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため)に施行する緊急砂防事業に係るものを行するもの(除く)。九 別表海岸の項に掲げる事業
十 別表河川の項に掲げる事業
第七条 振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担又は補助については、他に法律の規定により昭和三十一年法律第四十五号)附則第二項の規定は、適用しない。

一 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業

二 都市公園法(昭和三十二年法律第二百六十一号)第二条第六号に規定する公園事業
附則に次の二項を加える。

三 総合開発事業に係る経費に対する國の負担割合については、次に掲げる法律の規定は、適用しない。

一 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)
二 砂防法(明治三十九年法律第二十九号)第四十九条
三 道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)附則第六項
四 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第二百三十九号)附則第二項
五 道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第二百三十九号)附則第四項
六 河川法附則第二項
七 河川法施行法(昭和三十九年法律第二百六十八号)附則第二項
八 前二項に定めるもののほか、総合開発事業

年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

6 総合開発事業のうち次に掲げる事業に係る別表の規定の昭和六十年度における適用については、これらの規定中「四分の三」とあるのは「三分の二」(灾害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するため緊急治山事業として実施されるものにあつては、四分の三)と、「十分の五・五」とあるのは「二分の一」とする。

7 別表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

8 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

第七条 水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

別表中「明治三十年法律第二十九号」、「昭和二十六年法律第二百四十九号」、「昭和三十一年法律第七十九号」及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

8 別表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

9 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

10 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

11 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

12 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

13 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

14 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

15 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

16 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

17 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

18 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

19 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

20 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

21 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

22 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

23 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

24 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

25 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

26 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

27 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

28 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

29 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

30 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

31 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

32 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

33 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

34 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

35 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

36 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

37 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

38 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

39 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

40 别表砂防設備の項に規定する公園施設の新設、増設又は改築

41 别表海岸の項に定めるもののほか、振興開発計画に基づく事業に要する経費に対する國の負担割合については、他の法律の規定により昭和三十一年法律第七十九号)及び(昭和三十一年法律第七十九号)を削る。

(水源地域対策特別措置法の一部改正)

六一八

除く。)に係る経費に対する国の負担割合については、次に掲げる法律の規定(第一号及び第四号に掲げるものについては、昭和六十年度の特例に係る部分に限る。)は、適用しない。

一、豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十五条第一項及び第二項

二、過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)附則第八項

三、公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第二百五十二号)附則第八項

四、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)附則第三項

五、森林法附則第三項

六、砂防法(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第二項

七、道路法(昭和三十九年法律第二百八十号)附則第二項

八、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)附則第五条

九、道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第十三号)附則第四項

十、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第二百五十五号)附則第三項

十一、河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)附則第二項

十二、河川法施行法(昭和三十九年法律第二百六十八号)附則第二項

十三、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)附則第二項

十四、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)附則第六条

5、前二項に定めるもののほか、整備事業(附則第三項の指定ダム等に係るものと除く。)については、他の法律の規定に基づく政令の規定により昭和六十年度における国の負担割合

につき従来の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

一、豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第十五条第一項及び第二項

二、過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)附則第八項

三、公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第二百五十二号)附則第八項

四、義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)附則第三項

五、森林法附則第三項

六、砂防法(昭和二十七年法律第二百八十九号)附則第二項

七、道路法(昭和三十九年法律第二百八十号)附則第二項

八、地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)附則第五条

九、道路整備緊急措置法(昭和三十三年法律第十三号)附則第四項

十、奥地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第二百五十五号)附則第三項

十一、河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)附則第二項

十二、河川法施行法(昭和三十九年法律第二百六十八号)附則第二項

十三、交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)附則第二項

十四、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)附則第六条

につき従来の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

別表第一中「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」、「(昭和三十九年法律第二百六十七号)」、「(明治三十年法律第二十九号)」、「(昭和二十七年法律第二百八十号)」及び「(昭和三十三年法律第二百四十九号)」を削る。

第八条 国土利用計画法の一部改正(昭和四十九年法律第九十二条)の一部を次のように改正する。

第十四条 国は、土地利用基本計画の作成に要する経費その他のこの法律の施行に要する経費で政令で定めるものの財源に充てるため、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)に対して、交付金を交付する。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による交付金の交付については、各都道府県又は各指定都市における次の各号(指定都市にあっては、第一号中許可申請に係る部分及び第三号を除く。)に掲げる事項を基礎とし、各都道府県又は各指定都市における土地取引及び土地利用の動向等に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

一、各都道府県又は各指定都市において、それが定める基準に従つて決定しなければならない。

二、土地に関する権利の移転又は設定の許可される費用

三、申請及び届出の件数

四、市街化区域の面積及び同項の規定による市街化区域又は市街化調整区域の定められていない市町村の数

第五十条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

第六十一条 第一条第一項及び別表の規定の昭和六十年度における適用については、同項並びに同表教育施設の項及び消防施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の大」と、同表児童福祉施設の項中「三分の二」とあるのは「十分の大」とある。(国又は地方公共団体以外の者が設置する保育所に係るものにあっては、「三分の二」という。)に対し、交付金を交付する。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による交付金の交付については、各都道府県又は各指定都市における次の各号(指定都市にあっては、第一号中許可申請に係る部分及び第三号を除く。)に掲げる事項を基礎とし、各都道府県又は各指定都市における土地取引及び土地利用の動向等に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

一、各都道府県又は各指定都市において、それが定める基準に従つて決定しなければならない。

二、土地に関する権利の移転又は設定の許可される費用

三、申請及び届出の件数

四、市街化区域の面積及び同項の規定による市街化区域又は市街化調整区域の定められていない市町村の数

第五十条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正(昭和五十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条を次のように改める。

(明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部改正)

第六十一条 第一条第一項「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改める。

第三条を次のように改める。

十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)を「指定都市」に改める。

(過疎地域振興特別措置法の一部改正)

第九条 過疎地域振興特別措置法(昭和五十五年法律第十九号)の一部を次のように改正する。

法律第十九号の一部を次のように改正する。

別表第一中「(昭和二十六年法律第二百四十九号)」、「(昭和三十九年法律第二百六十七号)」、「(明治三十年法律第二十九号)」、「(昭和二十七年法律第二百八十号)」及び「(昭和三十三年法律第二百四十九号)」を削る。

第八条 国土利用計画法の一部改正(昭和四十九年法律第九十二条)の一部を次のように改正する。

第十四条 国は、土地利用基本計画の作成に要する経費その他のこの法律の施行に要する経費で政令で定めるものの財源に充てるため、都道府県及び地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」とい

う。)に対し、交付金を交付する。

一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条 行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律(昭和五十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条 行政府関係金融機関の貸付金の返納に係る特例(第十八条)を「第七章 内閣総理大臣等の給与の一部の返納に係る特例(第十七条)」に改める。

第一条中「昭和五十九年度」を「昭和六十年度」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条削除

第四条第一項中「第九十九条第二項第二号及び第四項」を「第九十九条第三項」に、「第一百二十五条、第二百一十六条第二項並びに」を「及び」に改め、「。以「下この項において「国の年金額改定法」という。」を削り、「各省各厅の長(国家公務員等共済組合法第八条に規定する各省各厅の長をいい、自治大臣を含む。次項において同じ。)」を「国」に、「第二十二条第一項」を「第二十二条第三項」に、「毎月国家公務員等共済組合」を「国家公務員等共済組合法第八条に規定する各省各厅の長をいい、自治大臣を含む。次項において同じ。」に、「同項を「同法第二十二条第三項」に、「次の各号に掲げる金額の合計額」を「長期給付に要する費用に係る国(の負担金の四分の三に相当する金額)に改め、同項各号を削り、同条第二項中「各省各厅の長」を「国」に、「第二十二条第一項」を「第二十二条第三項」に改め、同

ける國の負担又は補助の割合につき従來の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

五、前二項に定めるもののほか、整備事業(附則第三項の指定ダム等に係るものと除く。)については、他の法律の規定に基づく政令の規定に定められる。

二、河川の改良工事 河川法(昭和三十九年法律第二百六十七号)附則第二項

2 前項に定めるもののほか、明日香村整備計画に基づく事業については、他の法律の規定に基づく政令の規定により昭和六十年度においては、他の法律の規定に基づく政令の規定により昭和六十年度における國の負担割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定を適用しない旨その他の特例を定めることができる。

三、都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域の面積及び同項の規定による市街化区域又は市街化調整区域の定められていない市町村の数

第四十四条中「地方自治法第二百五十二条の

条第三項及び第四項を削る。

第十一条中「昭和六十年五月」を「昭和六十年五月」に、「昭和五十八年」を「昭和五十九年に改める。

第十三条第一項中「昭和六十年五月」を「昭和六十年五月」に改め、同条第二項中「昭和六十一年五月」に改め、「昭和六十一年五月」を「昭和六十一年五月」に改める。

第十四条第一項中「昭和六十年五月」を「昭和六十年五月」に改め、同条第二項中「昭和六十一年五月」に改め、同条第三項を第一項とし、第四項を削り、第三項を第二項とし、第五項を削り、第五項を削り、同条第六項中「前各項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十五条第三項中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

第七章を削る。

第八章中第十八条を第十七条とする。

第八章を第七章とする。

附則第二項中「第五項」を「第三項」とし、「昭和六十一年度」に、「昭和五十九年度」を「昭和六十一年度」に改め、附則中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項を第四項とし、附則に次の二項を加える。

5 第十四条第一項から第三項までの規定は、国との補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律（昭和六年法律第二号）による改正後の法律の規定で昭和六十一年度における國の負担又は補助の割合につき從來の割合を下回る割合を定めるものの適用がある事業に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく國の負担又は補助については、適用しない。

6 他の法律に基づく政令の規定により昭和六十一年度における國の負担又は補助の割合につき從来の割合を下回る割合が定められた場合においては、政令で、当該規定が適用される事業に要する経費に対する別表第一に掲げる法律の規定に基づく國の負担又は補助について、第十四条第一項から第三項までの規定を適用しない旨を定めることができる。

二項 奧地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）第五条第二項

山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第十二条第五項及び第六項

新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための國の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第四条第一項から第三項まで、第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条

奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）第五条第二項
新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための國の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）第四条第一項から第三項まで、第五条第二項及び第三項、第六条並びに第七条

奥地利等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）第五条第二項

る。
第二条第一号中「その他の給与」の下に「旅費を除く。」を加える。

第三条を削る。

第十六条 高等学校の定期制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第十条中「第七条から前条まで」を「前二条」に改める。

（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第十七条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「その他の給与」の下に「旅費を除く。」を加える。

第六条を削り、第七条を第六条とする。

附則第八項を次のように改める。

第八 附則第五項の規定の昭和六十年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「十分の六」とする。

附則第八項を次のように改める。

第八 附則第五項の規定の昭和六十年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「十分の六」とする。

附則第八項を次のように改める。

第八 附則第五項の規定の昭和六十一年度における適用については、同項中「三分の一」とあるのは、「十分の六」とする。

第五十二条中「第五十条第十号」を「第五十条第九号」に改める。

第七十二条の次に次の二条を加える。

第七十三条 第五十三条及び第五十五条の規定の昭和六十年度における適用については、第五十三条中「十分の八」とあるのは「十分の七」と、第五十五条中「十分の一」とあるのは「十分の一・五」とする。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第二十条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第四号中「第三号並びに」を削り、「及び第四号の費用」を「の費用(第十九条の五の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)」に改める。

第五十四条の次に次の二条を加える。

(昭和六十年度の特例)

第五十五条 第三十七条の二の規定の昭和六十一年度における適用については、同条第一号から第四号までの規定中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

(精神衛生法の一部改正)

第二十一条 精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改定する。

附則第三項を次のように改める。

3 第二十条第二項の規定の昭和六十年度における適用については、同項中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

(生活保護法の一部改正)

第二十二条 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)の一部を次のように改定する。

附則に次の二条を加える。

11 第七十三条及び第七十五条第一項の規定の昭和六十年度における適用については、第七十三条第一号及び第二号中「十分の二」とあるのは「十分の三」と、第七十五条第一項第一号

中「十分の八」とあるのは「十分の七」とする。

(結核予防法の一部改正)

第二十三条 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)の一部を次のように改定する。

附則第八項を次のように改める。

8 第五十六条の二第一項の規定の昭和六十一年度における適用については、同項中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

(昭和六十年度の特例)

第二十四条第一項の規定の昭和六十一年度における適用については、同項中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

(麻薬取締法の一部改正)

第二十四条 麻薬取締法(昭和二十八年法律第十号)の一部を次のように改定する。

附則第二十項を次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

第二十五条 麻薬取締法(昭和六十年度における適用については、同条第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

(壳春防止法の一部改正)

第二十五条 壳春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改定する。

附則第六項を次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

第二十五条 壳春防止法(昭和六十年度における適用については、同条第二号中「十分の八」とあるのは、「十分の七」とする。

(壳春防止法の一部改正)

目次中「第一百四十二条の八」を「第一百四十二条の七」に改める。

第一百四十二条の八を削る。

第三十二条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十一号)の一部を次のように改定する。

附則第七条を次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

第七条 第二十四条第一項及び第二十六条第一項の規定の昭和六十年度における適用については、第二十四条第一項中「十分の二」とあるのは、「十分の三」と、第二十六条第一項中「十分の七」とあるのは、「十分の六」とする。

(老人福祉法の一部改正)

第二十七条 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)の一部を次のように改定する。

附則第七条を次のように改める。

(漁業法の一部改正)

第一百一十六条の二を削る。

第三十三条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改定する。

附則第六项の二を削る。

(漁業法の一部改正)

第一百一十六条の二を削る。

第三十四条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改定する。

第八十四条第一項中「含む」の下に「(法律第二百六十七号)」の一部を次のように改定する。

第八十四条第一項中「同じ」を加える。

第八十四条第一項中「全額を負担する」を「財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する」に改め、同条に次の二条を加える。

2 主務大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面の利用の状況その他の各都道府県における漁業調整委員会の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

第一百三十二条に後段として次のように加える。

この場合において、第一百一十八条第二項中「各都道府県の海区の数、海面において漁業を営む者の数及び海岸線の長さを基礎とし、海面」であるのは、「政令で定めるところにより算出される額を均等に交付するほか、各都道府県の内水面組合(水産業協同組合法第八条第二項の内水面組合をいう。)の組合員の数及び河川の延長を基礎とし、内水面」と読み替えるものとする。

(漁港法の一部改正)

五百三十二条農業災害補償法(昭和二十二年法律第二百八十五号)の一部を次のように改定する。

第三十四条 漁港法(昭和二十五年法律第二百三十七号)の一部を次のように改定する。

附則第六項を次のように改める。

水産業協同組合以外の者が施行する漁港修築事業に要する費用についての第二十条第二項及び附則第二項の規定の昭和六十年度における適用については、同条第二項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の六十」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の八十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の七十五」とあるのは「三分の二」と、附則第二項中「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と「百分の七十五」とあるのは「三分の二」とする。

(植物防疫法の一部改正)

第三十五条 植物防疫法(昭和十五年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十四条」に、「第三十六条」を「第三十五条」に改める。

第三十五条 植物防疫法(昭和十五年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十五条を削る。

第三十五条を加える。

第三十五条及び第四項並びに第七項を削る。

第三十五条の見出しを「監督」に改め、同条第七項を削る。

第三十五条を削る。

第三十五条及び第四項並びに第三十二条第七項を削る。

第三十五条を削る。

第七章中第三十六条の前に次の二条を加える。

(交付金)

第三十五条 国は、次に掲げる経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。

一 病害虫防除所の職員、第三十三条第一項の病害虫防除員その他発生予察事業に従事する都道府県の職員に要する経費

二 前号に掲げるもののほか、第二十三条第一項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要する経費

三 農林大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農業委員会の数、農家数及び農地面積を基礎とし、農地等の利用関係の調整の状況その他各都道府県における農業委員会の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

4 国は、政令で定めるところにより、都道府県への交付金の市町村への交付については、前項の規定によつて政令で定める基準に準じて基準を定め、これに従つて決定しなければならぬ。

5 第二十六条第一項の規定の昭和六十年度における適用については、同項ただし書中「三分の二」とあるのは「十分の六」と、「三分の一」とあるのは「十分の四」とする。

(農業灾害補償法の一部改正)

第三十七条 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 農業灾害補償法の一部を改正する法

の農家数、農地面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において植物の検疫、防除及び発生予察事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第三十六条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「交付金等」に改め、同条第一項を次のように改める。

国は、農業委員会の第六条第一項に規定する事項に関する事務に要する経費であつて委員及び職員に要するものその他政令で定めるものの財源に充てるため、市町村に對して交付金を交付する都道府県に対し、交付金を交付する。

第二条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農業委員会の数、農家数及び農地面積を基礎とし、農地等の利用関係の調整の状況その他各都道府県における農業委員会の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

第三十九条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条 削除

第三十一条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 都道府県知事が管理計画に基づいて行う

(海岸法の一部改正)

第四十条 海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

第五十一条 第二項及び第三項(これららの規定を第五十二条第二項において準用する場合を含む)、第四十三条、第五十二条第三項並びに第五十五条の六第一項、第三項及び第五項の規定の昭和六十年度における適用については、第四十二条第二項において準用する場合は、第四十二条第一項、第三項及び第五項の規定の昭和六十年度における適用については、第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第四十三条第一号中「十分の七・五」とあるのは「三分の一」と、第五十二条第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十五条の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、同条第五項中「十分の四」とあるのは「十分の四・五」とする。

第六十条第一号及び第六号中「全額」の下に「(家畜伝染病(第六十二条の規定により指定された疾病を含む。)以外の寄生虫病の発生を予防するために要するものについては、二分の一)」を加える。

(森林法の一部改正)

第三十八条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

3 保安施設事業(災害による土砂の崩壊等の危険な状況に対処するために緊急治山事業として行われるものを除く。)に要した費用についての第四十六条の規定の昭和六十年度における適用については、同条第一項中「三分の二」とあるのは「十分の四」と、同条第二項中「三分の二」とあるのは「十分の六」とする。

(水産資源保護法の一部改正)

第三十九条 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条を次のように改める。

2 農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農業委員会の数、農家数及び農地面積を基礎とし、農地等の利用関係の調整の状況その他各都道府県における農業委員会の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

第三十九条 削除

第三十一条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の二号を加える。

一 都道府県知事が管理計画に基づいて行う

(海岸法の一部改正)

第四十条 海岸法(昭和三十一年法律第二百一号)の一部を次のように改める。

附則第五項を次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

第十条 第四十二条第二項及び第三項(これららの規定を第五十二条第二項において準用する場合は、第四十二条第一項、第三項及び第五項の規定の昭和六十年度における適用については、第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第四十三条第一号中「十分の七・五」とあるのは「三分の一」と、第五十二条第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十五条の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、同条第五項中「十分の四」とあるのは「十分の四・五」とする。

律(昭和三十八年法律第二百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十条から第十二条までを削る。

(農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律の一部改正)

附則第九項から第十六項までを削る。

(森林組合法の一部改正)

第四十三条 森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第一百八条 削除

第五章 運輸省関係

(港湾法の一部改正)

第四十四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改める。

第一百八条 削除

第五章 運輸省関係

(港湾法の一部改正)

第四十四条 港湾法(昭和二十五年法律第二百八号)の一部を次のように改める。

附則に次の二項を加える。

(昭和六十年度の特例)

第十条 第四十二条第二項及び第三項(これららの規定を第五十二条第二項において準用する場合は、第四十二条第一項、第三項及び第五項の規定の昭和六十年度における適用については、第四十二条第二項中「十分の十」とあるのは「十分の九」と、「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と、同条第三項中「十分の七・五」とあるのは「三分の二」と「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第四十三条第一号中「十分の七・五」とあるのは「三分の一」と、第五十二条第三項第一号中「十分の二・五」とあるのは「三分の一」と、第五十五条の六第一項及び第三項中「十分の六」とあるのは「十分の五・五」と、同条第五項中「十分の四」とあるのは「十分の四・五」とする。

年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項及び第四項を次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

3 別表の規定の昭和六十年度における適用については、同表道路の項中「四分の三」とあるのは

「三分の一」と、「十分の八」とあるのは

「十分の七(町村にあつては、十分の八)」と、

同表消防施設の項中「三分の一」とあるのは「十分の六(町村にあつては、三分の一)」とする。

4 空港周辺地域整備計画に基づいて行われる

事業に要する経費に対する昭和六十年度における国負担割合については、義務教育諸学

校施設費國庫負担法(昭和三十三年法律第八

十一号)附則第三項中「七分の四」とし、当該市

町村の設置するものを除き、昭和六十年度に

あつては、「十分の六」とあるのは「七分の四」として同項の規定を適用し、道路整備緊急措

置法(昭和三十三年法律第三十四号)附則第四項の規定は適用しない。

附則に次の二項を加える。

5 前二項に定めるものほか、空港周辺地域整備計画に基づいて行われる事業について

は、他の法律の規定に基づく政令の規定により昭和六十年度における国負担割合につき

従来の割合を下回る割合が定められた場合に

おいては、政令で、当該規定を適用しない旨

その他の特例を定めることができる。

別表道路の項中「(昭和三十三年法律第三十四

号)」を削り、同表教育施設の項中「(昭和三十三

年法律第八十一号)」を削る。

(公害の防止に関する事業に係る国財政上の

特別措置に関する法律の一部改正)

第五十九条 公害の防止に関する事業に係る国財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第六条を次のように改める。

(昭和六十年度の特例)

第六条 別表の規定の昭和六十年度における適用については、同表中「三分の一」とあるのは、「十分の六」とする。

第八章 地方公共団体に対する財政金融上の措置

(措置)

(地方公共団体に対する財政金融上の措置)

第六十条 国は、この法律の規定(第十一条の規定を除く。)による改正後の法律の規定により昭和六十年度予算に係る国負担又は補助の割合

の引下げ措置の対象となる地方公共団体に対

し、その事務又は事業の執行及び財政運営に支障を生ずることのないよう財政金融上の措置を講ずるものとする。

1 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

(施行期日)

(公布の日)

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行す

る。

2 この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く。)は、同年度以降の年度の予算に係る国負担又は補助の割合(都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)若しくは補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降に支出される國の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお

この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く。)によつて適用される事務又は事業の実施により昭和六十一年度に支出される國の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されることは、なお

この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く。)によつて適用される事務又は事業の実施により昭和六十一年度に支出される國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお

この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く。)によつて適用される事務又は事業の実施により昭和六十一年度に支出される國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお

この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く。)によつて適用される事務又は事業の実施により昭和六十一年度に支出される國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお

この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く。)によつて適用される事務又は事業の実施により昭和六十一年度に支出される國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお

この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く。)によつて適用される事務又は事業の実施により昭和六十一年度に支出される國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度に繰り越されたものについては、なお

る國の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度以後に繰り越されたものとされた國の負担又は

補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度以後に繰り越されたものにより実施される事務又は事

業については、なお従前の例による。

(国の負担又は補助の特例等に関する規定の適用)

2 この法律による改正後の法律の昭和六十年度の特例に係る規定は、同年度の予算に係る國の負担又は補助(当該國の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同

じ。)又は補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度に支出される國の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。)並びに同年度における事務又は事業の実施により昭和六十一年度以降に支出される國の負担又は補助、昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降に支出すべきものとされた國の負担又は補助を除く。並びに同年度における事務又は

事業の実施により昭和六十一年度以降に支出される國の負担又は補助及び昭和六十年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年

度に支出すべきものとされる國の負担又は補助及び昭和六十年度の歳出予算に係る國の負担又は

補助で昭和六十一年度以降の年

度に支出すべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律

の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第二項及び第三項並びに第四条第二項及び第四項の規定は、この法律の施行後も、なお効力を有する。この場合において、同

法第三条第二項中「前項の措置」とあるのは「國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律(昭和六年法律第

号)第十一条の規定による改正前の行政改革を推進するため當面講すべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第二項及び第三項並びに第四条第二項及び第四項の規定は、この法律の施行後も、なお効力を有する。この場合において、同

の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以後に支出すべきものとされた國の負担又は

補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る國の負担又は補助で昭和六十年度以後に

繰り越されたものにより実施される事務又は事

業については、なお従前の例による。

(行政改革を推進するため當面講すべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

3 第二項及び第四項の規定は、この法律の施行後も、なお効力を有する。この場合において、同

法第三条第二項中「前項の措置」とあるのは「國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等

に関する法律(昭和六年法律第

号)第十一条の規定による改正前の行政改革を推進するため當面講すべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第三条第二項及び第三項並びに第四条第二項及び第四項の規定は、この法律の施行後も、なお効力を有する。この場合において、同

は「旧行革関連特例法第三条第一項の規定」と、同条第三項中「特例適用期間における」と、「前項の規定」とあるのは「旧行革関連特例法第一条に規定する特例適用期間における」と、「行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての国の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」とあるのは「國の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律第十一条の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講すべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律」と、「第十四条第一項」とあるのは「旧行革関連特例法第二条第二項」と、「特例適用期間経過後」とあるのは「新行革関連特例法第一条に規定する特例適用期間経過後」と、「同条の規定」とあるのは「船員保険特別会計法第十五条の二の規定」と、同法第四条第一項中「前項の措置」とあるのは「旧行革関連特例法第四条第一項の措置」と、「特例適用期間経過後」とあるのは「新行革関連特例法第二条第一項」とあるのは「国家公務員等共済組合法第二百二十二条第一項」とあるのは「國家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第八十二号）第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第二百二十二条第一項」と、「前項の規定」とあるのは「旧行革関連特例法第四条第一項の規定」と、同条第四項中「第二項」とあるのは「旧行革関連特例法第四条第二項」と読み替えるものとする。

他の臨時の特例措置に関する法律第五条第四項の規定の適用については、同項中「前条第二項」とあるのは、「前条第一項又は国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律附則第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法第十一條の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第四条第二項」とする。

第十一條の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第十七条第二項の規定に基づく加算後之の利率により資金の貸付けを受けた者に係る当該貸付金の利率については、この法律の施行後においても、なお従前の例による。

第七条 第十一條の規定による改正前の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律（以下「旧行革関連特例法」という。）第十四条第一項又は第三項の規定の適用があつたため当面講ずべき措置の一環としての國の補助金等の縮減その他の臨時の特例措置に関する法律第十四条第一項又は第二項に規定する國の負担又は補助で改正後の行政改革を推進するため当面講ずべき措置の一部としての國の補助又は補助に該当しないもの及び旧行革関連特例法第十四条第二項又は第五項の規定の適用があつた國の負担又は補助については、なお従前の例による。

8
（補助金等の臨時特例等に関する法律の廃止）
十九年法律第二百二十九号は、廃止する。
補助金等の臨時特例等に関する法律（昭和二十
九年農業共済再保険特別会計法の一部改正）
農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律
第一号）の一部を次のように改正する。
第十一条を次のように改める。
第二十条 削除
(地方財政法の一部改正)
10 地方財政法（昭和二十三年法律第二百九号）の一
部を次のように改正する。
第十条第一号中「及び恩給並びに義務教育の
教材」を「旅費を除く。」及び恩給に改める。
第十条第十号を次のように改める。
十 削除
第十条第十二号から第十六号までを次のよう
に改める。
十二から十六まで 削除
第十条第二十二号を次のように改める。
二十二 削除
第十条第二十七号を削る。
第三十四条第一項第四号中「及び恩給並びに
当該教育の教材」を「旅費を除く。」及び恩給に
改める。
(理科教育振興法の一部改正)
11 理科教育振興法（昭和二十八年法律第二百八十
六号）の一部を次のように改正する。
第九条第一項第一号中「義務教育費国庫負担
法（昭和二十七年法律第三百三号）及び公立養護
学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第二百五
十一号）の規定により国がその経費を負担する」
を「標準的なものとして備えられるべき」に改め

（べき地教育振興法の一部改正）

12 べき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百四
十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「他の法律に基き」を「べき地
学校の教材、教具等の整備に係る部分及び他の
法律に基き」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

13 沖縄振興開発特別措置法の一部を次のように
改正する。

別表義務教育施設等の項中、「義務教育費国庫
負担法（昭和二十七年法律第三百三号）第三条に
規定する教材」、「及び第六条」及び「及び教材」
を削る。

〔塩垣徳太郎君登壇、拍手〕

○塩垣徳太郎君 ただいま議題となりました国の
補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関
する法律案につきまして、補助金等に関する特別
委員会における審査の経過並びに結果を御報告申
し上げます。

本法律案は、国の財政収支の改善を図ることも
に、財政資金の効率的使用を図るため、累次の臨
時行政調査会の答申の趣旨を踏まえ、国の負担
金、補助金等に関する整理及び合理化並びに臨時
特例等の措置を定めたものであります。

その主要内容は、第一に、地方公共団体の事務
または事業として同化定着している補助金等を整
理し、地方公共団体の一般財源による措置への振
りかえ等を行うこと。第二に、職員設置等人件費
に係る補助金等の交付金措置への移行を図るこ
と。第三に、行革関連特例法に規定されている各

特例措置を所要の調整を行つた上、昭和六十年度まで一年延長すること。第四に、国の補助率が二分の一を超える補助金等について、昭和六十年度における補助率の引き下げ措置を定めるとと等五十九本の法律に係る改正を行うものであります。

本法律案は去る一月二十五日国会に提出され、四月十六日に衆議院から送付されました。

本院においては、補助金等に関する特別委員会の設置を待つて、四月十九日竹下大蔵大臣から趣旨説明を聴取し、四月二十二日、五月十一日、十

三日の三日間、中曾根内閣総理大臣並びに閣僚大臣の出席を求め総括質問を行つたのを初め、一般質問、尋ねくり総括質問等慎重かつ熱心に審議を行つてまいりました。その間、地方自治体関係者、学識経験者等多数の参考人の出席を求め、二日間にわたる意見聴取と質疑を行いました。

質疑のうち主なるものを申し上げますと、まず改正法案に関する質疑として、法案の成立遅延に伴う国庫支出金の支払い留保、一括法案の妥当性、六十年度限りの暫定措置の厳守、予算と法律の成立時期のずれに伴う地方負担（三省協議申し合せの内容と今後の取り扱い、義務教育教材費の交付金化、補助率引き下げと地方への負担転嫁、国庫支出金支払い遅延と地方財政法の関係、補助金整理のあり方、生活保護費に関する臨時調整補助金二百億円の配分方法等の質疑がありました。

次に、行政改革に関する質疑として、臨調答申と行政改革の進捗度合い、国と地方の業務分担の明確化、地方自治体の事務事業の簡素合理化、施設や職員の配置基準の見直し、国立病院の統廃合

と地方への移譲、直轄事業分担金制度の見直し等の質疑が行われました。

さらに、財政問題に関する質疑として、税制改革と減税の実施時期、財政再建と内需拡大策、六

十一年度予算での交付税率の扱い、公益法人への補助金支出、学校給食制度の見直し、後送り方式の財政再建築、失対事業のあり方、退職者医療制度の現状と対策等の質疑がありました。

その他、質疑は広範多岐にわたって行われました

たが、質疑の詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

審議の経過にかんがみ、委員長は、参議院としての審議権確保の立場から、政府に対し、本法案のようなら多くの行政分野にわたる補助金を一括法

とすることの問題点、予算成立後の後追い審議とするよう要望する旨の委員長見解を申し上げました。

昨日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鶴山理事が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して井上理事が賛成、公明党・国民会議を代表して中野理事が反対、日本共産党を代表して橋本委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会の各派共同提案で、今回関係予算の執行が遅れたことに伴い地方公共団体に

金利等について実質的な財政負担を生ぜしめるとのないよう措置すること等六項目の附帯決議案が提出され、多数をもつて当委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○鶴山篤君（木村睦男君） 本案に対し、討論の通告がござります。発言を許します。鶴山篤君。

〔鶴山篤君登壇 拍手〕

○鶴山篤君 私は、日本社会党を代表しまして、ただいま議題となりました國の補助金等の整理及

する法の審議権確保の立場から、政府に対し、本法案のようなら多くの行政分野にわたる補助金を一括法とすることの問題点、予算成立後の後追い審議とするよう要望する旨の委員長見解を申し上げました。

昨日をもつて質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して鶴山理事が反対、自由民主党・自由国民会議を代表して井上理事が賛成、公明党・国民会議を代表して中野理事が反対、日本共産党を代表して橋本委員が反対、民社党・国民連合を代表して井上委員が反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び参議院の会の各派共同提案で、今回関係予算の執行が遅れたことに伴い地方公共団体に

また、他方では、総理は米国の世界核戦略に肩入れし、危険きわまりないスター・ウォーズ計画に入れ、いち早く理解を示す発言をするなど、そのタカ派的言動は一向に改まつていません。また、防衛関係費のGNP一%枠の閣議決定を踏み越えようともしています。際限なき軍拡と財界主導による臨調答申に名をかりた弱者切り捨ての反

福社政策を進めようとする政府に対し、議会制民主主義の立場から強く警告し、以下、同法案に対する理由を具体的に指摘いたします。

まず、反対理由の第一は、本法案が、本来国が負担すべき生活保護費、児童扶養手当、社会保障費、義務教育費、離島振興などの補助率を無理やり引き下げて、その財政的負担を地方に転嫁していることです。

政府は、今日の財政危機がみずからの失政によつて招いたものであるにもかかわらず、その一切のツケをこそくな手段によって国民や地方に押し付けようとしております。この際既に役割の終わった補助金等の整理を優先すべきであるとの地方の主張を無視し、現在の補助金を整理ではなく存続せしめることによって中央の影響力を温存しようとする以外の何物でもありません。このごり押しつけたやり方は、地方の自主性を踏みにじる中央政府の許しがたいエゴと断ざざるを得ないのであります。

しかるに、中曾根内閣は、内需拡大のための減税には目もくれず、規制緩和による民間活力を叫ぶばかりで、何ら具体的な策を示そうとしているのであります。もはや中曾根内閣のもとでは、

これら補助金の補助率が高率であるのは、もとより当該事務の責任が國にあることを示す何よりの証拠であるにもかかわらず、國の負担が二分の一以上であるものをすべて高率補助と勝手に決めつけ、國と地方の事務事業の見直しには全く手をつけず、単に費用負担の変更を行おうとすること

は本末転倒も甚だしく、政府の御都合主義による臨調答申のつまみ食いそのものであります。また、総額五千八百億円に上る地方への負担転嫁は、今年度のとりあえずの措置が講じられたとはい、その大部分が実質的に地方の負担になることは避けられず、地方財政法違反の疑いが非常に強いと言わざるを得ないのであります。また、意図的に地方財政富裕論をまき散らし、地方への負担の転嫁に弾みをつけようとする態度も断じて許しがたいことであります。

反対理由の第二は、本法案に本来別個の法律案として提出すべき行革特例法の一年延長を含め、一括して成立させようとしていることであります。

政府は、五十九年度において財政確保と特例公債の借りかえという、本来全く別個の法律にすべきものを一本化し、無理やり成立させるという暴挙を犯し、我が国財政史上一大汚点を残したばかりであります。しかるに、本年度もまた補助金整法の一年延長を一括して成立させようとしているではありませんか。五十九年度財源確保法が難波した理由の一つもそこにあり、その違法性について我々のたび重なる警告にもかかわらず、政府が再び同様の過ちを、しかも意図的に犯すことは断じて認めることができないのであります。

反対理由の第三は、六十年度限りの暫定措置であることが確約されていないことであります。我々の、本法を六十年度限りとせよとの追及にもかかわらず、六十一年度は今年一年間かけて国と地方の費用負担のあり方を協議することになつてゐるとの答弁に終始するばかりであります。本

年度限りとの条件のもとに同案を理解した地方の声は早くも黙殺されようとしているのであります。法案作成時には、六十年度限りだからとの甘いと言わざるを得ないのであります。また、政府の態度は、独善であり、中央と地方の信頼関係を崩壊するものと懸念するところであり、決して容認できるものではありません。

最後に、本法案が未成立であるとの理由をもつて政府は地方への補助金等の交付をおくらせておられます。このような補助金率カットの恒久化をねらう政府の態度は、独善であり、中央と地方の信頼関係を崩壊するものと懸念するところであり、決して容認できるものではありません。

年度限りとの条件のもとに同案を理解した地方の声は早くも黙殺されようとしているのであります。このような補助金率カットの恒久化をねらう政府の態度は、独善であり、これこそ財政民主主義の基本ルールであることを強く申し上げ、中曾根内閣の暴政に対し猛省を促して、私の反対討論を終わりました。(拍手)

○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(木村睦男君) これにて討論は終局いたしました。
○議長(木村睦男君) 御異議ございませんか。
○議長(木村睦男君) これより採決をいたします。
○議長(木村睦男君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

午前十時二十五分散会

重要な制度の変更を伴う場合には、当然、制度の変更を先行させ、新制度に基づいて予算編成を行なべきであり、これこそ財政民主主義の基本ルールであることを強く申し上げ、中曾根内閣の暴政に対し猛省を促して、私の反対討論を終わりました。(拍手)

右のとおり審査決定した。よつて報告する。

昭和六十年五月十六日 農林水産委員長 北 修二 参議院議長 木村 睦男殿

○議長(木村睦男君) これらの請願は、委員長の報告を省略して、委員会決定のとおり採択することに御異議ございませんか。

○議長(木村睦男君) 〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(木村睦男君) 本日はこれにて散会いたします。

本法案が未成立であつても六十年度予算は既に成立しており、これら地方への補助金交付は現行法に基づき厳正に執行されるべきであるにもかかわらず、政府はそれを執行せず、地方公共団体を極度の財政難に陥れていることの責めは挙げて政府にあり、その責任は極めて重大であります。今までに地方への生活保護費等の未交付額は千七百三十二億円に上り、多くの地方団体がその支払のために一時借り入れやわざかな積立金の取り崩しを余儀なくされているのであります。

我々の、現行法に基づく六十年度予算執行要求に対し、政府は、予算と法律は表裏一体であるべきものとの論法をもって予算執行を差しとめ、同法の早期成立に無言の圧力をかけるとともに、議會での審議権までも奪おうとしたやり方は、議会制民主主義に弓を引くものであり、重大な挑戦と言わざるを得ません。

五十六年度行革特例法の例を引くまでもなく、

○議長(木村睦男君) 農林水産委員長から報告書が提出されました日程第五より第八までの請願を一括して議題といたします。

○議長(木村睦男君) 過半数と認めます。

○議長(木村睦男君) ようて、本案は可決されました。

○議長(木村睦男君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(木村睦男君) 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

出席者は左のとおり。

議員	議長	木村 睦男君
中野 鉄造君	副議長	阿具根 登君
刈田 貞子君		
太田 淳夫君		
馬場 富君		
小西 博行君		
大川 清幸君		
藤原 房雄君		
伊藤 郁男君		
太田 淳夫君		
矢原 秀男君		
馬場 富君		
中村 錠一君		
井上 計君		
中野 明君		
飯田 忠雄君		
沖 外夫君		
原田 立君		
柳澤 錠造君		
山田 勇君		
杉山 今肇君		
田代 富士男君		
和田 敦美君		
栗林 韶司君		

○議長(木村睦男君) 第二九三号 第七次漁港整備計画の促進及び漁港関係事業予算確保に関する請願

○議長(木村睦男君) 第三六六六号 森林・林業の振興等の対策強化に関する請願

○議長(木村睦男君) 第五二五七号 治山事業の拡充強化に関する請願

○議長(木村睦男君) 第五二五六号 畜産・養蚕經營の安定強化に関する請願

官 報 (号外)

柄谷 道一君	福岡日出廣君	熊谷太三郎君	源田 実君	世耕 政隆君	増田 盛君	安武 洋子君	内藤 功君
宮田 輝君	峯山 昭範君	加藤 武徳君	藏内 修治君	森山 真司君	村上 正邦君	高杉 達忠君	村沢 牧君
多田 省吾君	高桑 栄松君	植木 光教君	岩動 道行君	野末 陳平君	柳川 肇治君	安恒 良一君	大木 正吾君
田渕 哲也君	三治 重信君	古賀雷四郎君	中山 太郎君	宮島 淩君	水谷 力君	丸谷 金保君	久保 亘君
秦野 章君	高木健太郎君	川原新次郎君	大城 眞順君	内藤 健君	林 健太郎君	青木 新次君	橋本 敦君
鈴木 一弘君	伏見 康治君	藤田 榮君	吉川 芳男君	吉村 真事君	星 長治君	柏谷 照美君	対馬 孝且君
藤井 恒男君	白木義一郎君	関 嘉彦君	矢野俊比古君	前島英三郎君	大坪健一郎君	目黒今朝次郎君	片山 基市君
服部 安司君	田中 正巳君	木本平八郎君	倉田 寛之君	佐藤栄佐久君	岩上 二郎君	立木 洋君	赤堀 操君
中山 千夏君	青木 茂君	下村 泰君	志村 哲良君	杉元 恒雄君	田代由紀男君	福間 知之君	神谷信之助君
大浜 方栄君	山田耕三郎君	喜屋武眞榮君	曾根田郁夫君	竹山 裕君	大坪健一郎君	松本 英一君	安永 英雄君
海江田鶴造君	青島 幸男君	石井 道子君	名尾 良孝君	藤井 裕久君	前田 敏男君	小笠原貞子君	竹田 四郎君
小島 静馬君	石井 一二君	浦田 勝君	岡部 三郎君	増岡 康治君	森田 重郎君	坂元 親男君	市川 正一君
福田 宏一君	大浜 方栄君	工藤万砂美君	井上 孝君	藤井 裕久君	坂元 親男君	小柳 明君	大森 昭君
高木 正明君	高平 公友君	松浦 功君	岩崎 純三君	坂元 親男君	矢田部 理君	八百板 正君	中村 哲君
梶原 清君	後藤 恵造君	仲川 幸男君	伊江 朝雄君	河本嘉久藏君	上田耕一郎君	小柳 勇君	秋山 長造君
森下 泰君	高平 公友君	高木 三郎君	金丸 三郎君	石本 茂君	大島 友義君	厚生大臣	瀬谷 美行君
佐々木 满君	後藤 恵造君	北 修二君	北 修二君	浜本 万三君	大島 友義君	大藏大臣	中曾根康弘君
長谷川 信君	成相 善十君	山本 富雄君	山崎 竜男君	安田 隆明君	稻村 稔夫君	外務大臣	安倍晋太郎君
堀内 俊夫君	井上 吉夫君	大鷹 淑子君	山崎 竜男君	上田 稔君	梶原 敬義君	大藏大臣	中曾根康弘君
夏目 忠雄君	坂野 正夫君	安孫子藤吉君	吉川 春子君	安田 隆明君	山崎 竜男君	厚生大臣	安倍晋太郎君
遠藤 胜久君	中村 太郎君	西村 尚治君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	自治大臣	通商産業大臣
斎藤栄三郎君	昭子君	佐藤 佐藤	久保田真苗君	大島 友義君	大島 友義君	古屋 博之君	村田敬次郎君
遠藤 要君	正利君	山田 昭夫君	久保田真苗君	林 速君	梶原 敬義君	竹下 登君	増岡 博之君
長田 裕一君	初村滝一郎君	土屋 義彦君	久保田真苗君	小山 一平君	山崎 竜男君	厚生大臣	古屋 享君
鈴木 省吾君	桧垣徳太郎君	近藤 忠孝君	吉川 春子君	安田 隆明君	梶原 敬義君	自治大臣	古屋 享君
佐藤 三喜君	本岡 昭次君	佐藤 佐藤	下田 京子君	吉川 春子君	吉川 春子君	古屋 享君	古屋 享君
松前 達郎君	山田 昭夫君	山田 昭夫君	上野 雄文君	上田 京子君	上田 京子君	厚生大臣	古屋 享君
佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	佐藤 佐藤	自治大臣	古屋 享君
去る十三日議長において、次のとおり常任委員の 議長の報告事項	國務大臣	内閣総理大臣	外務大臣	大臣	大臣	大臣	大臣

一昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員

辞任

鳩山威一郎君
下条進一郎君

補欠

下条進一郎君

大蔵委員

辞任

下条進一郎君
鳩山威一郎君

補欠

吉川芳男君
浦田勝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

補助金等に関する特別委員

辞任

吉川芳男君
浦田勝君

補欠

菅野久光君
久保亘君

和田静夫君
稻村稔夫君

刈田貞子君
桑名義治君

吉川春子君
神谷信之助君

昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

決算委員

辞任

菅野久光君
稻村稔夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

外務委員会

理事 下条進一郎君（鳩山威一郎君の補欠）

同日議員から次の議案が提出された。よって議長は即日これを法務委員会に付託した。

人事訴訟手続法の一部を改正する法律案（飯田忠雄君外一名発議）參第七号）

同日委員長から次の報告書が提出された。

貿易研修センター法を廃止する等の法律案（閣法第四三号）審査報告書
基盤技術研究円滑化法案（閣法第三八号）審査報告書

告書
農林水産委員会請願審査報告書（第一号）

鎖行動に、状況によつては同意することもありうる旨を述べている。

米国が、単独封鎖を実行する事態とは、どのような想定と考えているのか。

二 この統一見解を援用するならば、極東有事、または中東有事の場合、更にそれらのおそれある場合にも、米軍による封鎖行動を容認し得ることとなるのではないか。

三 日本有事の場合の三海峡封鎖について、すべて日本単独の作戦行動として実施するのか。

四 昨年末、署名された日米共同作戦計画には、海峡封鎖作戦及びそれについての日米双方の役割分担、また、協力支援の計画内容が盛り込まれているのではないか。

五 有事の際の海峡封鎖作戦には、日米間の協力などは、いつさいあり得ないのか。

六 迅速な機雷敷設のためには、わが国が有する能力のすべてを投入するのみならず、例えれば、米軍のB-52D型戦略爆撃機や、対潜哨戒機F-3C、またはC-130ヘリコプター等による支援行動を要請することはあり得るのではないか。

七 それとも、わが国は、単独で三海峡封鎖を実行する能力を既に有しているのか。

八 「大綱」水準の装備、戦力を具備すれば、それは可能なのか。

九 海上自衛隊が考えている機雷封鎖は、「そ

や」など水上艦艇が主体なのか。それとも、航空機による方法に、より重点を置いているのか。

十 海峡封鎖の作戦としては、対象艦船のおよそ三〇パーセント程度の通航阻止に成功すれば、有効というべきではないのか。

十一 戰略封鎖の作戦としては、対象艦船のが実行された場合、対象国は当然相応の対抗措置をとるだろう。例えば、宗谷海峡を特定して考へれば、米国防当局者の発言や、ジョン年鑑の記述等に見られるごとく、北海道北部の限定侵攻、限定占領等の舉に出ることは、きわめてあり得べき想定とは考へない。

十二 しかも、日本有事でない事態で、米軍による封鎖を容認すれば、いたずらに対象国による対日戦闘行動を誘発する素因を形成するのではないか。

十三 政府は、これらについてどのように考へるのか。

十四 政府は、これらについてどのように考へるのか。

十五 政府は、これらについてどのように考へるのか。

十六 政府は、これらについてどのように考へるのか。

十七 政府は、これらについてどのように考へるのか。

十八 政府は、これらについてどのように考へるのか。

十九 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十一 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十二 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十三 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十四 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十五 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十六 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十七 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十八 政府は、これらについてどのように考へるのか。

二十九 政府は、これらについてどのように考へるのか。

三十 政府は、これらについてどのように考へるのか。

昭和六年五月十四日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村睦男殿

参議院議員秦豊君提出有事における海峡封鎖に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出有事における海峡封鎖に関する質問に対する答弁書

一、二、十一及び十二について

御指摘の政府の統一見解は、特定の具体的な事態を念頭においたものではない。

御指摘の極東有事等の仮定の問題について、政府としてあらかじめ見解を述べることは差し控えた。

いざれにせよ、統一見解に述べているとおり、米国の要請に対する我が國の対応は、我が国自身の安全の確保という国益の観点から自主的判断に基づいて行うものである。

三から六までについて
我が国に対する武力攻撃が行われた場合において自衛隊と米軍が共同して対処する際の海峡防備のための作戦については、「日米防衛協力のための指針」にもあるとおり、海上自衛隊が主体となつて実施し、米軍は、海上自衛隊の行う作戦を支援することとなつてゐるが、その具体的な性質等については、事態の様相等によつて異なり、一概に述べることは困難である。

なお、日米共同作戦計画の研究の内容については、事柄の性質上答弁することを差し控えたままである。

七、八及び十について

海峡防備のための作戦は、我が国を攻撃している国に属する艦船の自由な通航を制約し、広域警戒、船団護衛等他の諸作戦との累積効果に

よつて我が國の防衛に寄与することを目的とするものである。海峡防備のための作戦の効果及び同作戦に必要な能力については、事態の様相等によつて異なり、一概に述べることは困難である。

なお、「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準が達成されれば、その能力は現在に比べ相当向上するものと考えている。

九について

海上自衛隊の現有装備のうち機雷敷設能力を有するものは、機雷敷設艦、潜水艦、対潜哨戒機等であるが、これらの具体的な運用構想については、事柄の性質上答弁することを差し控えたままである。

一

大韓航空機墜落事件のその後の真相解明に関する質問主意書

昭和六十年四月二十日

秦 豊

参議院議長 木村 陸男殿

大韓航空機墜落事件のその後の真相解明に関する質問主意書

昭和五十八年九月一日に発生した、大韓航空機

墜落事件については、当初から政府の積極的対応

と情報の公開を求めてきたが、ここに、最近明らかになつた新たな疑問点について、ただしあきらかにされたと認めたい。

一

撃墜された大韓航空機の当日の飛行高度は、午前三時一二分から同三時一五分が約三万二千フィート、午前三時一五分から同三時二三分が約二万九千フィート、午前三時二三分から同三時二九分が約三万二千フィートと認識している。

が、それに相違ない。

また、平均速度は、午前三時一二分から同三時一九分が約四百三十ノット、午前三時一九分から同三時二九分が約四百五十ノットと認識しているが、それに相違ない。

二 右の高度および平均速度は、自衛隊のレーダーによつて探知されたものと考へるが、そのレーダーは、雅内、網走、根室のいずれのものか。

また、この三レーダーの測定データ間に何らの矛盾も認められなかつたか、次の諸点を明らかにしたうえで、お答えいただきたい。

(1) 右三レーダーの設置地点の海拔。

(2) 右三レーダーサイトの位置から、「大韓航

空機」の昭和五十八年九月一日午前三時二十二分の位置までの直線距離。

(3) 昭和四十三年七月一日、午前八時十二分に、根室レーダーが、シーポード航空のDC 8型機を捕捉した時の、同機の正確な位置、根室レーダーまでの距離、高度、速度。

(4) 自衛隊のレーダー上、同機が完全に失速状

フィートには、三千フィートの高度差があるわけだが、航空機が突然三千フィートの下降、上昇をするとは考えられない。

二

下降、上昇が開始されたと認められたがつて、下降、上昇が開始されたと認められるおおむねの時刻を明らかにされたい。

また、午前三時一五分、同三時二三分における高度は、それぞれ三万二千フィート、二万九千フィートと理解してよいのか。

四 午前三時二九分における高度は、当初約三万フィートと公表されていたが、それを約三万二千フィートと訂正した理由は何か。

五 防衛省が公表したソ連機の交信記録によるところ、ソ連機のパイロットは、「午前三時二十六分二十秒」に「発射した」、「三時二十六分二十一秒」には「目標は撃墜された」と地上基地に報告している。

六 防衛省が公表したソ連機の交信記録によると、ソ連機のパイロットは、「三時二十四分」から「三時二十九分」に至る五分間の平均速度には、ミサイル被弾による影響が明確に認められるはずであるが、そのような事実はあるか、次の諸点を明らかにしたうえで、お答えいただきたい。

(1) 大韓航空機の午前三時二十四分における速度。

(2) 同機の午前三時二十四分から同三時二十六分に至る平均速度。

(3) 同機の午前三時二十七分から同三時二十九分に至る平均速度。

(4) 同機の午前三時二十七分から同三時二十九分に至る平均速度。

態(水平距離三百ノット以下)となつた時刻。

六 ソ連スクランブル機A(交信録では八〇五機)が大韓航空機の高度について、「目標は(高度)一万(メートル)で飛行している」と地上基地に報告した「午前三時二十一分四十秒」及び「午前三時二十三分十秒」には、スクランブル機Aの高度はどうであつたか。「二万四千フィート」だつたと理解してよいのか。

右質問する。

昭和六十年五月十四日

参議院議長 木村 瞳男殿
内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜落事件のその後の真相解明に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出大韓航空機墜落事件のその後の真相解明に関する質問に対する答弁書を送付する。

数値は、記録されていない。また、午前三時十五分及び同三時二十三分における高度については、それぞれ約二万九千フィート及び約三万二千フィートの記録がある。なお、これ以上詳細な高度の変化は、レーダー記録上不明である。

レーダー記録上、大韓航空機の速度については、初度探知時(午前三時二十一分)に約四百三十ノットの記録がある。午前三時十四分以降については、航跡図から一定の時間における平面的位置の変化を基に計算しているので、特定時刻における速度を示すことはできないが、午前三時十四分から同三時十九分まで及び午前三時十九分から同三時二十九分までの平均速度は、それぞれ約四百三十ノット及び約四百五十ノットである。また、速度の状況を詳細に公表することは差し控えたいが、レーダー記録上、大幅な減速等の特異な状況は認められない。

二について

本件に関するレーダー記録は、三沢の防空管制指令所で総合処理されたものであり、各レーダーサイトとの探知状況は示されていない。

一、三及び五について

自衛隊のレーダー記録上、大韓航空機の高度については、午前三時十二分から同三時十五分まで、午前三時十五分から同三時二十三分まで及び午前三時二十三分から同三時二十九分までの間には、それぞれ約三万二千フィート、約二万九千フィート及び約三万二千フィート以外の

また、御質問のDC-8型機に係る自衛隊の意図についておきたい。

レーダーの探知状況については、記録が残つておらず、不明である。

四について

事件発生当時午前三時二十九分における大韓航空機の高度を公表するに当たつては、慎重を期するため、おおむね三万フィートという幅のある表現を探つたものである。

六について

スクランブル機Aについては、部分的に約二万四千フィートの高度が記録されているが、御質問の時刻における高度は、レーダー記録上不明である。

七について

ボムカス(展開部隊用装備品海外事前備蓄)に関する質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十年四月二十二日

参議院議長 木村 瞳男殿

秦 豊

ボムカス(展開部隊用装備品海外事前備蓄)に関する質問主意書

装備品海外事前備蓄についての政府側の意向を、改めてただしておきたい。

一 昨年二月公表された米国防報告の中に、「すでに米国は敵対国に対し、軍事資材の事前配置、危機の際の地元施設の利用、平時ににおける訓練・演習を行う許可を得ようと努力している」と述べているし、また、欧州やディエゴ・ガルシアでは、大規模なボムカスが既に実施されている。

わが国への有事支援は、日米共同作戦の枢要な部分をなすものと考えるが、その支援の効率を高めるためのボムカスについて、政府としては基本的にはどのように考えているか。

二 去る四月九日と十六日の参議院外務委員会における私の質疑に対し、外務省の栗山北米局長は、「仮定の話ではあるが、国際情勢いかんによつては、米陸軍の来援といふものを想定した装備の事前集積を全く排除するということはない。」旨答弁している。加えて、同席した防衛庁宝珠山説明員(防衛局防衛課長)も同じく肯定的な答弁を行つてゐる。

また、四月十九日に開かれた参議院外交・総合安全保障に関する調査特別委員会安全保障問題小委員会に、参考人として出席した村井前統合幕僚會議長は、ボムカスについての私の質疑に對して、「来援基盤強化のため望ましい。」と述べている。

なお、レーダーの設置地点の海拔は、レーダーの探知距離に關係する事柄であるので、公制版トップによつて署名され、政府の了承を得て表示することは差し控えたい。

日米共同作戦計画は、昨年末、既に日米双方の間に署名され、政府の了承を得て表示するが、それに関連して、ボムカス(展開部隊用装備品海外事前備蓄)

考えるか。

三 米国側からボムカスについての正式な要請があつた場合は、日米間のどのような協議の場で検討されるのが適当か。

四 例えば、既に米軍に提供されている施設、相模総合補給廠や浦郷倉庫地区など、全国に散在している米軍施設内をボムカスの候補地として要請してきた場合は、地位協定等の解釈からして、どのような法的対応が可能なのか。

五 米軍側が北海道内のわが國陸上自衛隊の演習場等を、ボムカスの候補地として、特に要請してきた場合はどうか。

右質問する。

昭和六十年五月十四日

内閣總理大臣 中曾根康弘

参議院議長 木村 誠男殿

参議院議員秦豊君提出「ボムカス（展開部隊用装備品海外事前備蓄）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。」

参議院議員秦豊君提出「ボムカス（展開部隊用装備品海外事前備蓄）に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。」

一から五までについて

御指摘のいわゆるボムカスのような米軍装備の事前配備は、一般論としていえば、有事における米軍の円滑かつ効果的な救援等に資するも

のであり、その意味において米軍の抑止力の確保に寄与するものであると考えられるが、いわゆるボムカスのような米軍装備の事前配備の我が国における実施については、米側から政府に對して要請があるわけでもなく、このような仮定の問題についてあらかじめ政府としての方針等に関する見解を述べることは差し控えたい。

昭和六年五月十七日 參議院會議錄第十七号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可日

発行所
東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局
電話 東京 五百一 (大代)
平 105
一定価額一部